

○建築基準法施行条例新旧対照表（建築基準法施行条例等の一部を改正する条例 第一条関係）

新

旧

（趣旨）

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十九条第一項の規定による災害危険区域の指定、同条第二項の規定による建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限、法第四十条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、法第四十三条第三項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、法第五十六条の二第一項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び号の指定並びに法第六十八条の九第一項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係及び日影による中高層の建築物の高さの制限並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第三十条第一項の規定による建築物の指定について定めるものとする。

（敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外）

第五十一条の二 第五条、第七条、第八条、第十四条、第二十三条、第四十四条及び第五十条の三第一項第一号の規定は、特定行政庁が法第四十三条第二項第一号の規定により認定した建築物又は同項第二号の規定により許可した建築物については、適用しない。

（仮設建築物に対する適用除外）

第五十二条 この条例の規定は、法第八十五条第五項及び第六項に規定する仮設建築物について特定行政庁がその建築を許可する場合には、適用しない。

（趣旨）

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十九条第一項の規定による災害危険区域の指定、同条第二項の規定による建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限、法第四十条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、法第四十三条第二項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、法第五十六条の二第一項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び号の指定並びに法第六十八条の九第一項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係及び日影による中高層の建築物の高さの制限並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第三十条第一項の規定による建築物の指定について定めるものとする。

（敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外）

第五十一条の二 第五条、第七条、第八条、第十四条、第二十三条、第四十四条及び第五十条の三第一項第一号の規定は、特定行政庁が法第四十三条第一項ただし書の規定により許可した建築物については、適用しない。

（仮設建築物に対する適用除外）

第五十二条 この条例の規定は、法第八十五条第五項に規定する仮設建築物について特定行政庁がその建築を許可する場合には、適用しない。